

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	苫小牧市 固定資産税・都市計画税関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

苫小牧市は、固定資産税・都市計画税関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

苫小牧市長

公表日

平成31年1月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税・都市計画税関連事務
②事務の概要	<p>地方税法(第三章第二節(固定資産税)及び第四章第六節(都市計画税))に基づき、その年の1月1日(以下、「賦課期日」という。)に土地・家屋・償却資産(以下、「固定資産」という。)が所在する市町村で課する地方税(以下、「固定資産税」という。)及び当該市町村の区域で都市計画法第5条の規定により都市計画区域として指定されたもののうち、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する土地及び家屋に対して課する地方税(以下「都市計画税」という。)である。</p> <p>納税義務者は、賦課期日に資産を所有する者であり、1月1日現在の所有者として登録された者が、その年の4月1日からの1年分の税をすべて納付するものである。</p> <p>税額は総務大臣が告示する「固定資産評価基準」に対して市町村長が「課税標準」となる価格を固定資産課税台帳に登録することとなり、その課税標準に各市町村で設定する税率を乗じることにより算出し、決定している。</p> <p>課税標準価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行うことができ、価格以外の登録事項に関しては市町村長へ不服申立てを行う。課税標準は、通常3年毎に告示が行われ、評価替えを実施している。</p> <p>市町村は、上記に基づき、土地・家屋・償却資産の管理台帳を作成し、それら固定資産の価格及び税額を基に納税通知書を作成・通知し、納税義務者より徴収を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)及び苫小牧市番号利用の利用に関する条例に基づき、以下の事務において取扱う。</p> <p>①所有者に対する氏名・住所等の最新情報の適正な管理 ②納税者より提出される償却資産申告書の直接又は地方電子化協議会を經由した受領 ③固定資産課税台帳により賦課決定を行う ④天災による固定資産の減免又は貧困等による扶助を受ける者に対する減免</p> <p><中間サーバーについて> 情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行う。各情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続する。</p>
③システムの名称	(1)基幹業務システム(固定資産税・収納管理・滞納管理) (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバー (4)住民基本台帳ネットワークシステム (5)審査システム(eLTAX) (6)既存住民基本台帳システム(基幹業務システム(住民記録照会))
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)資産情報ファイル (2)課税台帳情報ファイル (3)収納情報ファイル (4)滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法 第9条第1項 別表第1(項番16) ○番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p><情報照会の根拠> ○番号法第19条第7号 別表第2(項番27) ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p> <p><情報提供の根拠> なし(固定資産税・都市計画税関連において、情報提供は行わない。)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部資産税課、財政部納税課、財政部市民税課
②所属長の役職名	財政部資産税課長、財政部納税課長、財政部市民税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>財政部資産税課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号: 0144-84-4073 メールアドレス: sisanzei@city.tomakomai.hokkaido.jp</p> <p>財政部納税課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号: 0144-32-6273 メールアドレス: nouzei@city.tomakomai.hokkaido.jp</p> <p>財政部市民税課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号: 0144-32-6244 メールアドレス: siminzei@city.tomakomai.hokkaido.jp</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>財政部資産税課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号: 0144-84-4073 メールアドレス: sisanzei@city.tomakomai.hokkaido.jp</p> <p>財政部納税課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号: 0144-32-6273 メールアドレス: nouzei@city.tomakomai.hokkaido.jp</p> <p>財政部市民税課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号: 0144-32-6244 メールアドレス: siminzei@city.tomakomai.hokkaido.jp</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年7月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年7月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	③価格に関する審査の申出 ④固定資産課税台帳により賦課決定を行う ⑤天災による固定資産の減免又は貧困等による扶助を受ける者に対する減免	③固定資産課税台帳により賦課決定を行う ④天災による固定資産の減免又は貧困等による扶助を受ける者に対する減免	事後	記載事項修正のため
平成31年1月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法 第9条第1項 別表第1(項番16)	○番号法 第9条第1項 別表第1(項番16) ○番号法別表第1の主務省令で定める命令 第16条	事後	主務省令の追加
平成31年1月4日	I 関連情報 5. 評価実施期機関における 担当部署 ①部署	財政部資産税課、財政部納税課、財政部税制課	財政部資産税課、財政部納税課、財政部市民税課	事後	機構改革に伴う所管部署の変更のため
平成31年1月4日	I 関連情報 5. 評価実施期機関における 担当部署 ②所属長の役職名	財政部資産税課長 小玉 巧、財政部納税課長 米森 正見、財政部税制課長事務取扱 梶川 広樹	財政部資産税課長、財政部納税課長、財政部市民税課長	事後	機構改革に伴う所管部署の変更及び様式改正のため
平成31年1月4日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	財政部資産税課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-84-4073 メールアドレス: sisanzei@city.tomakomai.hokkaido.jp 財政部納税課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6273 メールアドレス: nouzei@city.tomakomai.hokkaido.jp 財政部税制課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6266 メールアドレス: zeisei@city.tomakomai.hokkaido.jp	財政部資産税課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-84-4073 メールアドレス: sisanzei@city.tomakomai.hokkaido.jp 財政部納税課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6273 メールアドレス: nouzei@city.tomakomai.hokkaido.jp 財政部市民税課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6244 メールアドレス: siminzei@city.tomakomai.hokkaido.jp	事後	機構改革に伴う所管部署の変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成30年7月31日時点	事後	計数時点の更新